

令和8年度（2026年度）外国人材受入企業支援事業業務委託

公募型プロポーザル実施要領

1 本業務の目的

人材不足等を背景に、外国人材の受入れが進む中、国は令和8年（2026年）1月に「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」を公表し、受入環境の整備等を通じて、秩序ある共生社会の実現を図る方針を示した。

また、令和9年（2027年）4月には、現行の技能実習制度に代わり、新たに育成就労制度が開始される予定であり、県内定着も見据えた制度の周知と円滑な移行が必要となっている。

さらに、こうした外国人材を取り巻く状況や課題に対応し、地域の実情に即した政策を実行するためには、現場の実情の的確な把握が不可欠である。

そこで、本事業では相談窓口（熊本県外国人材受入企業支援センター）における相談対応や、外国人材受入セミナー、県内企業と監理団体との情報交流会（以下、「情報交流会」という）の実施等により、県内企業等に対して、外国人材受入に係る県の取組の周知や、育成就労制度への円滑な移行支援を行うとともに、県が現場の実情を的確に把握することで、外国人材の受入環境整備や雇用管理の適正化を推進する。

2 業務概要

(1) 業務名

令和8年度（2026年度）外国人材受入企業支援事業

(2) 委託方法

公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定し、予算の範囲内で業務委託を実施する。

(3) 本業務の内容

別添「令和8年度（2026年度）外国人材受入企業支援事業業務委託企画提案仕様書」（以下「企画提案仕様書」という。）のとおり。

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日（水）まで

(5) 委託金額の上限

9,893,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は提案にあたっての上限となる金額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定する。

3 事業スケジュール（予定）

令和8年（2026年）	2月27日（金）	公募開始
	3月6日（金）	質問書 提出期限
	3月16日（月）	参加表明書 提出期限

3月25日(水)	企画提案書 提出期限
3月27日(金)	審査会(プレゼンテーション)
3月30日(月)	審査結果通知(受託候補者決定)
4月1日(水)以降	委託契約締結

4 担当部局

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18-1
 熊本県商工労働部商工政策課 人材プロジェクト班
 電話 096-333-2342(直通)
 FAX 096-385-5850
 E-mail shoukouseisaku@pref.kumamoto.lg.jp

5 公募型プロポーザル参加要件

次に掲げる要件を全て満たす事業者、または複数の事業者による共同事業体とする。

- (1) 委託業務の担当部局である商工政策課と常に連携が取れる体制にある事業者であること。
- (2) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤及び人員体制を有していること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 消費税及び地方消費税並びに熊本県の県税に未納がないこと。
- (5) 参加表明書の受付を開始する日以降、契約締結日までの間に熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止期間中でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を目的としないこと。
- (7) 会社更生法、民事再生法に基づく更生または再生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (8) 熊本県暴力団排除条例に定める暴力団または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (9) 複数の共同事業体の構成員となつての参加や、共同事業体の構成員と単独での重複参加をしないこと。

6 受託者の選定

(1) 選定方法

企画提案による公募型プロポーザル方式とする。委託先の選定に当たり、応募書の書類審査及びプレゼンテーションを経て、適当と認められる応募者を採択することとする。

(2) 契約の方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とし、熊本県会計規則第95条第1項第1号の規定により単独見積とする。

(本契約は、公募型プロポーザルで実施するものであり、審査結果により契約の相手方が特定されるため、単独見積とする。)

7 応募手続き

(1) 参加表明書の提出

公募型プロポーザルの参加希望者は、参加表明書その他の必要書類(以下「参加表明書等」と総称する。)を提出すること。

ア 提出書類

(ア) 参加表明書(別紙様式1)

(イ) 添付書類

a 組織体制に関する書類直近1事業年度の貸借対照表及び損益計算書

b 定款の写し

c 事業者の履歴事項全部証明書(発行後3か月以内のもの(写し可))

d 納税証明書(写し可)

※ 消費税及び地方消費税並びに熊本県の県税について未納がないことの証明書(熊本県内に本店、支店等がない場合は、本店の所在地の都道府県税に未納がないことの証明書。)

e 熊本県暴力団排除条例に関する誓約書(別紙様式2)

f 共同事業体の場合は、構成員ごとに上記の書類の他、本業務に係る共同事業体の協定書の写し

※ 令和8年(2026年)3月31日までの熊本県競争入札参加資格(業務委託)を有する参加希望者については、上記a~eの書類の提出は不要とする。

イ 問い合わせ先及び提出先

「4 担当部局」に同じ

ウ 提出部数

1部

エ 提出期限

令和8年(2026年)3月16日(月)午後5時15分(必着)

オ 提出方法

電子メール

※ メール送信後、「4 担当部局」へ必ず電話連絡を行うこと。

カ 参加資格の決定及び通知

参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、確認結果(参加資格がないと認めた場合は、その理由も含む。)については、参加表明書に記載のアドレス宛てに電子メールにて通知する。

なお、参加資格を認めたものであっても、当該確認後に参加資格を満たさな

いことが明らかになったときは、当該参加資格を取り消すものとする。

(2) 本業務に対する質問及び回答

ア 質問方法

質問書（別紙様式3）により、「4 担当部局」に電子メールで送信すること。

件名は「外国人材受入企業支援事業業務委託に関する質問」とすること。

イ 受付期間

公募開始日から令和8年（2026年）3月6日（金）の午後5時15分までとする。

ウ 回答方法

質問の内容及び回答は、熊本県ホームページに掲載する。その際、質問者名は公表しないものとする。また、質問者の企画提案内容に密接に関係する質問など、個別の回答を要すると判断したものについては、質問者宛に電子メールで回答する。

(3) 企画提案書の提出

公募型プロポーザルの参加希望者（参加資格があると認めた者に限る。）は、企画提案書その他の必要書類（以下、「企画提案書等」と総称する。）を提出すること。

ア 提出書類

(ア) 企画提案書

- ・表紙（別紙様式4）及び企画書（20ページ程度にまとめること）
- ・A4版・横書き、PDF形式とする。
- ・図表等については、必要に応じてA3版（A4版2枚と見なす）での作成も可とする。

(イ) 事業者の取組に関する申出書（別紙様式5）（必要な書類を添付すること）

(ウ) 参考見積書・経費内訳書<任意様式>

- ・企画提案書の最終頁に添付すること。

イ 企画提案書の記載内容

(ア) 次の項目について、別紙「審査項目」の内容を踏まえ記載すること。

- ・事業実施体制
- ・事業実施スケジュール
- ・実施内容
- ・類似業務の実績

(イ) 実施内容については、企画提案仕様書4（1）から（7）に示す各業務について記載すること。また、提案の理由や背景、PRポイントなどが明確になるように作成すること。

(ウ) 専門的知識を有しない者でも理解できるような、分かりやすい表現とするよ慮すること。

(エ) 提案業務の一部について再委託による実施を提案する場合、事業実施体制に再委託による実施であること及び再委託先(見込み可)を明記すること。なお、原則として、企画提案において再委託による実施が明記されていない業務については、再委託による実施は認めないので留意すること。

ウ 参考見積書・経費内訳書の記載内容

(ア) 経費内訳については次に示す項目毎に整理して記載すること。

- ・事業の管理に要する経費
- ・相談窓口の開設及び訪問型支援にかかる経費
- ・セミナーの実施にかかる経費
- ・情報交流会の実施にかかる経費
- ・「外国人労働者雇用の手引き」の更新にかかる経費
- ・ウェブサイトの運用・保守にかかる経費
- ・消費税及び地方消費税相当額

(イ) 各経費の積算の根拠を明らかにすること。なお、再委託による実施を予定している業務についても、「委託料一式」等の記載はせず、再委託料の根拠を明らかにすること。

エ 提出先

「4 担当部局」に同じ

オ 提出部数

1部

カ 提出期限

令和8年(2026年)3月25日(水)午後5時15分(必着)

キ 提出方法

電子メール

※メール送信後、「4 担当部局」へ必ず電話連絡を行うこと。

8 審査の実施

(1) プレゼンテーションの実施

ア 開催日程等

(ア) 日時

令和8年(2026年)3月27日(金) ※予定

※詳細については、参加表明書の提出期限後、参加資格の確認結果と併せて参加事業者別に通知する。

(イ) 場所

熊本県庁内

※プレゼンテーションは、オンラインでの参加も可能とする。詳細については、別途通知する。

(ウ) 持ち時間(予定)

プレゼンテーション20分、質疑10分の計30分とする。

(エ) プレゼンテーションの資料、方法

基本的に事前に提出した企画提案書等を使用したプレゼンテーションとする。また、パソコン等を使用したプレゼンテーションも可能とするが、事前に提出した企画提案書の内容を基に行う必要があり、内容の変更や追加は認めない。

ただし、プレゼンテーションにおいて、下記 a、b は可能とする。

a 理解の助けのため、企画提案書に記載した内容のデモンストレーションや、アニメーションの設定等を行うこと。

b 時間内での効率的なプレゼンテーションのために、適宜ページを飛ばして説明することや、内容を集約したスライドを準備して説明すること。

※使用する機材等の詳細は、参加表明者へ別途連絡する。

イ 審査方法

(ア) 参加表明書等、企画提案書等及びプレゼンテーション（質疑応答を含む）の内容に基づき、別紙「審査項目」に示す項目について、複数人の審査員による審査を行い、最も優れた提案を行った者を受託候補者として選定する。

(イ) 審査員の持ち点は各 100 点とし、平均点が最も高かった者を最も優れた提案を行ったものとする。

(ウ) 最低基準を 60 点とし、最低基準に満たなかった場合は、受託候補者としな
いこととする。また、配点の 3 割以下の得点の項目（「事業者の取組」を除く）
があった場合も、同様に受託候補者としな
いこととする。受託候補者該当なし
の場合、再度プロポーザル参加業者を公募する。

(エ) 最高点で同点の企画が複数となった場合、1 位を選定した審査員の多い者から順に受託候補者、次点者を決定する。さらに同点の場合は、審査員の多数決により決定する。

(オ) プロポーザルへの参加者が 1 者の場合、当該事業者の採点結果が最低基準を下回らなければ、その 1 者を受託候補者として選定とする。

ウ 審査結果の通知

プレゼンテーションに参加した者には、書面にて審査結果を通知する。

9 契約

受託候補者と企画提案仕様書及び企画提案書等を参考に協議を行い、協議が整った場合に「2 業務概要（5）委託金額の上限」の範囲内で契約を締結する。契約にあたっては、採用された企画提案の内容・規模等について、双方で協議のうえ、その一部を変更する可能性がある。

また、当該候補者として選定された者と協議が整わない場合は、次点の提案者として評価したプロポーザル参加者と協議のうえ、契約を締結する可能性がある。

10 契約保証金

受託者は、契約締結に際し、熊本県会計規則第 77 条の規定により契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、受託者が同規則第 78 条各

号に該当する場合は、この限りではない。

11 その他留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出書類等に関する事項
 - ア 提出期限までに参加表明書等または企画提案書等を提出しなかった場合は、参加者として認められないものとする。
 - イ 参加表明書等、企画提案書等の作成、提出及び提案に係る費用は参加者の負担とする。
 - ウ 提出された参加表明書等及び企画提案書等は添付書類も含め参加者に返却しないものとする。
 - エ 提出された参加表明書等及び企画提案書等は、本プロポーザルにおける受託者候補の選定以外の目的では使用しない。ただし、行政文書の公開請求があった場合、熊本県情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
 - オ 参加表明書等及び企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、県は当該参加表明書等及び企画提案書等を無効とし、参加資格の取り消し、落札決定の取り消し、契約締結の保留または契約の解除等の措置を取ることができるものとする。
 - カ 参加表明書等の提出後にプロポーザルへの参加を辞退することになった場合は、参加辞退届（別紙様式6）を「4 担当部局」に提出すること。
- (3) 受託候補者の決定後、契約締結までの間に、受託候補者が「5 公募型プロポーザル参加要件」に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとすることができる。
- (4) 熊本県における当該業務に係る令和8年度当初予算が成立しなかった場合若しくは当該業務の財源としている「地域未来交付金（地域未来推進型）」の交付決定結果を踏まえ、本業務を中止することがある。なお、中止となった場合、提案書の作成・提出及び本業務の準備に要した費用については、一切補償しないものとする。